

長建協発第104号
平成26年6月3日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

大気汚染防止法の改正について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成26年6月1日から改正大気汚染防止法が施行され、石綿（アスベスト）の飛散防止対策が強化されることとなり、別添のとおり長崎県環境政策課長より通知がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

また、同課ホームページ（下記をご参照願います。）に関係資料が掲載されておりますことを併せてお知らせ申し上げます。

☆県環境政策課ホームページ

（[石綿（アスベスト）関係] 大気汚染防止法が改正されました）

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kurashi-kankyo/kankyohozen-ondankataisaku/kankyokanshi/taiki/147939.html>

☆お問い合わせ先

長崎県環境政策課 環境監視班 担当：立木

TEL 095-895-2356

FAX 095-895-2566